

修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="368 457 1092 655">島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="492 1486 973 1625">令和 <u>4</u> 年 <u>1 2</u> 月 中国電力株式会社</p>	<p data-bbox="1543 457 2267 655">島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1668 1486 2148 1625">令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 中国電力株式会社</p>	<p data-bbox="2499 1503 2706 1533">○改正に伴う修正</p>

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (2 / 30)

修正前			修正後			修正理由	
修正回	修正日	修正内容	修正回	修正日	修正内容		
18	平成29年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針及び関連省令等の改正に伴う修正 通報、報告様式等の修正 その他 	18	平成29年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針及び関連省令等の改正に伴う修正 通報、報告様式等の修正 その他 		
19	平成30年 9月28日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会告示第3号に伴う修正 通報、報告様式等の修正 その他 	19	平成30年 9月28日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会告示第3号に伴う修正 通報、報告様式等の修正 その他 		
20	令和 元年 9月26日	<ul style="list-style-type: none"> 本社原子力防災組織の体制見直しに伴う修正 通報、報告様式等の修正 オフサイトセンター派遣要員数の見直しに伴う修正 その他 	20	令和 元年 9月26日	<ul style="list-style-type: none"> 本社原子力防災組織の体制見直しに伴う修正 通報、報告様式等の修正 オフサイトセンター派遣要員数の見直しに伴う修正 その他 		
21	令和 2年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 分社化に伴う修正 その他 	21	令和 2年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 分社化に伴う修正 その他 		
22	令和 2年 8月21日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針及び通報規則等の改正に伴う修正 その他 	22	令和 2年 8月21日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針及び通報規則等の改正に伴う修正 その他 		
23	令和 3年10月 8日	<ul style="list-style-type: none"> 代替緊急時対策所の見直しに伴う修正 E R S S 伝送項目の追加に伴う修正 原子力防災関連資機材の見直しに伴う修正 その他 	23	令和 3年10月 8日	<ul style="list-style-type: none"> 代替緊急時対策所の見直しに伴う修正 E R S S 伝送項目の追加に伴う修正 原子力防災関連資機材の見直しに伴う修正 その他 		
24	令和 4年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改正に伴う修正 E R S S 伝送項目の追加に伴う修正 「島根地域の緊急時対応」等の検討・協議を通じた記載の充実化に伴う修正 オンサイト医療の反映に伴う修正 その他 	24	令和 4年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改正に伴う修正 E R S S 伝送項目の追加に伴う修正 「島根地域の緊急時対応」等の検討・協議を通じた記載の充実化に伴う修正 オンサイト医療の反映に伴う修正 その他 		
			<u>25</u>	<u>令和 年 月 日</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>オンサイト医療の反映に伴う修正</u> <u>ガスタービン発電機の設置完了に伴う修正</u> <u>通報様式の修正</u> <u>その他</u> 		○修正履歴の追加

修正前	修正後	修正理由
<p>使用可能な状態にあることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通信機器の資機材（本社） ・原子力事業所災害対策支援に必要な資機材 <p>(3) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等について訓練等の結果により適宜見直しを行う。</p> <p>4. その他</p> <p>社長は、放射線防護資機材及び避難行動要支援者等の避難等の支援に活用するため福祉車両を確保する。また、食料等生活物資の備蓄に努める。</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備</p> <p>1. オフサイトセンターに備え付ける資料</p> <p>社長は、原子力災害が発生した場合に必要な資料のうち、別表8に定める原災法第12条第4項の規定に基づく資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について内容に変更があったときも同様とする。</p> <p>2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料</p> <p>部長（原子力管理）は、別表8に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁に提出する。また、部長（原子力管理）は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>3. 発電所及び本社等に備え付ける資料</p> <p>(1) 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、別表8に定める資料を発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。</p> <p>(2) 本社</p> <p>部長（原子力管理）は、別表8に定める資料を本社に備え付ける。また、部長（原子力管理）は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>部長（原子力管理）は、別表8に定める資料を発電所敷地外の保管場所に備え付ける。また、部長（原子力管理）は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">14</p>	<p>使用可能な状態にあることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通信機器の資機材（本社） ・原子力事業所災害対策支援に必要な資機材 <p>(3) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等について訓練等の結果により適宜見直しを行う。</p> <p>4. その他</p> <p>社長は、放射線防護資機材及び避難行動要支援者等の避難等の支援に活用するため福祉車両を確保する。また、食料等生活物資の備蓄に努める。</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備</p> <p>1. オフサイトセンターに備え付ける資料</p> <p>社長は、原子力災害が発生した場合に必要な資料のうち、別表9に定める原災法第12条第4項の規定に基づく資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について内容に変更があったときも同様とする。</p> <p>2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料</p> <p>部長（原子力管理）は、別表9に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁に提出する。また、部長（原子力管理）は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>3. 発電所及び本社等に備え付ける資料</p> <p>(1) 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、別表9に定める資料を発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。</p> <p>(2) 本社</p> <p>部長（原子力管理）は、別表9に定める資料を本社に備え付ける。また、部長（原子力管理）は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>部長（原子力管理）は、別表9に定める資料を発電所敷地外の保管場所に備え付ける。また、部長（原子力管理）は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">14</p>	<p>○記載の適正化 別表番号の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、発電所に別図9及び別表<u>9</u>に示す緊急時対策所を、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別図9及び別表<u>9</u>に示す代替緊急時対策所を代替場所として整備する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所及びSPDSについて地震、津波等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所及びSPDSへ供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。</p> <p>なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>a. 非常用通信機器（電話、ファクシミリ）</p> <p>b. テレビ会議システム</p> <p>c. SPDS</p> <p>2. 原子力災害対策室</p> <p>(1) 部長（原子力管理）は、別表<u>9</u>に示す原子力災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) 部長（原子力管理）は、原子力災害対策室及びSPDSについて地震、津波等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。</p> <p>(3) 部長（原子力管理）は、非常用電源を原子力災害対策室及びSPDSに供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 部長（原子力管理）は、原子力災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。</p> <p>なお、部長（原子力管理）は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>a. 非常用通信機器（電話、ファクシミリ）</p> <p>b. テレビ会議システム</p> <p>c. SPDS</p> <p>3. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>(1) 部長（原子力管理）は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補とし</p> <p style="text-align: center;">15</p>	<p>第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、発電所に別図9及び別表<u>10</u>に示す緊急時対策所を、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別図9及び別表<u>10</u>に示す代替緊急時対策所を代替場所として整備する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所及びSPDSについて地震、津波等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所及びSPDSへ供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。</p> <p>なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>a. 非常用通信機器（電話、ファクシミリ）</p> <p>b. テレビ会議システム</p> <p>c. SPDS</p> <p>2. 原子力災害対策室</p> <p>(1) 部長（原子力管理）は、別表<u>10</u>に示す原子力災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) 部長（原子力管理）は、原子力災害対策室及びSPDSについて地震、津波等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。</p> <p>(3) 部長（原子力管理）は、非常用電源を原子力災害対策室及びSPDSに供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 部長（原子力管理）は、原子力災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。</p> <p>なお、部長（原子力管理）は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>a. 非常用通信機器（電話、ファクシミリ）</p> <p>b. テレビ会議システム</p> <p>c. SPDS</p> <p>3. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>(1) 部長（原子力管理）は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補とし</p> <p style="text-align: center;">15</p>	<p>○記載の適正化 別表番号の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>て、別表 9 に示す施設をあらかじめ選定しておく。</p> <p>(2) 部長（原子力管理）は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震、津波等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。</p> <p>(3) 部長（原子力管理）は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。</p> <p>4. 集合場所及び避難場所 原子力防災管理者は、別図 10 に定める集合場所及び避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が集合場所あるいは避難場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、集合場所あるいは避難場所を指定若しくは変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>5. 応急処置施設 原子力防災管理者は、別図 9 に示す健康管理センターを応急処置施設として整備する。</p> <p>6. 気象観測設備 原子力防災管理者は、別図 9 に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に異常が認められた場合には、速やかに修理し、機能回復に努める。</p> <p>7. 緊急時サイレン及び緊急放送装置 原子力防災管理者は、発電所における緊急時サイレン及び緊急放送装置を整備する。また、原子力防災管理者は、緊急時サイレン及び緊急放送装置に不具合が認められた場合には、速やかに修理し、機能回復に努める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 節 防災教育の実施</p> <p>原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時対策要員に対して、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、以下の項目について教育を行う。</p> <p>なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力防災組織及び活動に関する知識 ・ 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識 ・ 放射線防護に関する知識 ・ 放射線及び放射性物質の測定方法並びに測定機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識 	<p>て、別表 10 に示す施設をあらかじめ選定しておく。</p> <p>(2) 部長（原子力管理）は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震、津波等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。</p> <p>(3) 部長（原子力管理）は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。</p> <p>4. 集合場所及び避難場所 原子力防災管理者は、別図 10 に定める集合場所及び避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が集合場所あるいは避難場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、集合場所あるいは避難場所を指定若しくは変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>5. 応急処置施設 原子力防災管理者は、別図 9 に示す健康管理センターを応急処置施設として整備する。</p> <p>6. 気象観測設備 原子力防災管理者は、別図 9 に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に異常が認められた場合には、速やかに修理し、機能回復に努める。</p> <p>7. 緊急時サイレン及び緊急放送装置 原子力防災管理者は、発電所における緊急時サイレン及び緊急放送装置を整備する。また、原子力防災管理者は、緊急時サイレン及び緊急放送装置に不具合が認められた場合には、速やかに修理し、機能回復に努める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 節 防災教育の実施</p> <p>原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時対策要員に対して、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、以下の項目について教育を行う。</p> <p>なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力防災組織及び活動に関する知識 ・ 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識 ・ 放射線防護に関する知識 ・ 放射線及び放射性物質の測定方法並びに測定機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識 	<p>○記載の適正化 別表番号の修正</p>
<p style="text-align: center;">16</p>	<p style="text-align: center;">16</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>く業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法に基づく事業所の立入検査があった場合は、その立入検査について対応を行う。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。</p> <p>2. 関係地方公共団体との連携</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、関係地方公共団体と平常時から協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、地域防災会議等が開催される場合は、必要な場合はこれに参加して密接な連携を保つ。</p> <p>(3) 社長は、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく事業所の立入検査があった場合は、その立入検査について対応を行う。</p> <p>3. 防災関係機関等との連携</p> <p>原子力防災管理者は、地元防災関係機関等（松江市消防本部、島根県警察本部、松江警察署、境海上保安部及びその他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携を図る。</p> <p>また、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図る。</p> <p>4. 原子力緊急事態支援組織の整備</p> <p>(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表10に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。</p> <p>a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等</p> <p>b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管</p> <p>c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所</p> <p>(2) 部長（原子力管理）は、原子力緊急事態支援組織に発電所の緊急時対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置の操作等に関する技能を習得して、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。</p>	<p>く業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法に基づく事業所の立入検査があった場合は、その立入検査について対応を行う。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。</p> <p>2. 関係地方公共団体との連携</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、関係地方公共団体と平常時から協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、地域防災会議等が開催される場合は、必要な場合はこれに参加して密接な連携を保つ。</p> <p>(3) 社長は、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく事業所の立入検査があった場合は、その立入検査について対応を行う。</p> <p>3. 防災関係機関等との連携</p> <p>原子力防災管理者は、地元防災関係機関等（松江市消防本部、島根県警察本部、松江警察署、境海上保安部及びその他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携を図る。</p> <p>また、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から別表8に示す資機材を維持管理するとともに、別表12に定める公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図る。</p> <p>4. 原子力緊急事態支援組織の整備</p> <p>(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表11に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。</p> <p>a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等</p> <p>b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管</p> <p>c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所</p> <p>(2) 部長（原子力管理）は、原子力緊急事態支援組織に発電所の緊急時対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置の操作等に関する技能を習得して、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。</p>	<p>○オンサイト医療の反映に伴う修正</p> <p>○記載の適正化別表番号の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>認する。</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第10条第1項等の基準に基づく通報を行った際は内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事と連絡を取りつつ<u>島根県と合同で</u>報道機関へ発表する。</p> <p>d. 複数の通報又は連絡を行う必要が生じた場合は、上記c.、b.、a.の順に優先して実施する。なお、同時に、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」の報告を行う必要が生じた場合は、本節の通報又は連絡よりも優先して実施する。</p> <p>(2) 中性子線の測定</p> <p>原子力防災管理者は、この計画第2章第3節1.「敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等」に基づいて設置するモニタリングポストにより、1時間当たり1マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されているときは、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、施設の周辺において中性子線測定用可搬式測定器によって瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算する。</p> <p>2. 緊急時体制発令時の対応</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。</p> <p>なお、事象の進展によっては、緊急時警戒体制又は緊急時非常体制を発令せず、直接緊急時特別非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」に準ずる。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2. (1)「緊急時体制の発令」に規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長（原子力管理）に報告する。また、この際、原子力防災管理者は、別表<u>1.1</u>に定めるSPDSデータが国へ伝送されていることを確認する。</p> <p>(3) 社長は、部長（原子力管理）から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに本社における緊急時体制を発令する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時体制発令後、緊急時対策要員を非常招集する。</p> <p>(5) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社にそれぞれ本部、総本部を設置し、それぞれ本部長、総本部長となり活動を開始する。</p> <p>3. 情報の収集と提供</p> <p>(1) 本部の各統括は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本部長に報告する。</p> <p>a. 事故の発生時刻及び場所</p> <p>b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置</p> <p>c. 被ばく及び傷害等人身災害に係る状況</p> <p style="text-align: center;">21</p>	<p>認する。</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第10条第1項等の基準に基づく通報を行った際は内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事と連絡を取りつつ報道機関へ発表する。</p> <p>d. 複数の通報又は連絡を行う必要が生じた場合は、上記c.、b.、a.の順に優先して実施する。なお、同時に、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」の報告を行う必要が生じた場合は、本節の通報又は連絡よりも優先して実施する。</p> <p>(2) 中性子線の測定</p> <p>原子力防災管理者は、この計画第2章第3節1.「敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等」に基づいて設置するモニタリングポストにより、1時間当たり1マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されているときは、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、施設の周辺において中性子線測定用可搬式測定器によって瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算する。</p> <p>2. 緊急時体制発令時の対応</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。</p> <p>なお、事象の進展によっては、緊急時警戒体制又は緊急時非常体制を発令せず、直接緊急時特別非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」に準ずる。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2. (1)「緊急時体制の発令」に規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長（原子力管理）に報告する。また、この際、原子力防災管理者は、別表<u>1.3</u>に定めるSPDSデータが国へ伝送されていることを確認する。</p> <p>(3) 社長は、部長（原子力管理）から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに本社における緊急時体制を発令する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時体制発令後、緊急時対策要員を非常招集する。</p> <p>(5) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社にそれぞれ本部、総本部を設置し、それぞれ本部長、総本部長となり活動を開始する。</p> <p>3. 情報の収集と提供</p> <p>(1) 本部の各統括は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本部長に報告する。</p> <p>a. 事故の発生時刻及び場所</p> <p>b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置</p> <p>c. 被ばく及び傷害等人身災害に係る状況</p> <p style="text-align: center;">21</p>	<p>○記載の適正化 報道機関への発表に係る記載の修正</p> <p>○記載の適正化 別表番号の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>る報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等、別図5-4に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。</p> <p>2. 避難 (1) 避難誘導 本部長は、発電所内の事象に係る緊急時体制を発令した場合は、別図10に示す集合場所及び避難場所の配置図により、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指示するものとし、緊急放送装置、ページング等により、避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知するとともに、発電所避難者の避難誘導を行う者（以下「避難誘導員」という。）の配置を指示し、その業務にあたらせる。</p> <p>なお、来訪者に対しては、バス等による輸送若しくは避難誘導員による誘導案内を行い、避難場所への避難が迅速かつ的確に行えるよう特に配慮する。また、本部長は、避難誘導員からの報告を受け、発電所避難者の人数、健康状態等の状況を把握するものとする。</p> <p>(2) 移送 本部長は、避難場所への避難の完了後、発電所内の事象等により、必要に応じて、発電所避難者を適切な場所へ移送するものとする。</p> <p>また本部長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。</p> <p>3. 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置 本部長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等を基に放射性物質の影響範囲を推定する。</p> <p>また、本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を指示するものとする。</p> <p>なお、本部長は、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表1.2に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>4. 原子力災害医療 (1) 救助活動 本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を放射線の影響の少ない場所に速</p>	<p>る報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等、別図5-4に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。</p> <p>2. 避難 (1) 避難誘導 本部長は、発電所内の事象に係る緊急時体制を発令した場合は、別図10に示す集合場所及び避難場所の配置図により、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指示するものとし、緊急放送装置、ページング等により、避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知するとともに、発電所避難者の避難誘導を行う者（以下「避難誘導員」という。）の配置を指示し、その業務にあたらせる。</p> <p>なお、来訪者に対しては、バス等による輸送若しくは避難誘導員による誘導案内を行い、避難場所への避難が迅速かつ的確に行えるよう特に配慮する。また、本部長は、避難誘導員からの報告を受け、発電所避難者の人数、健康状態等の状況を把握するものとする。</p> <p>(2) 移送 本部長は、避難場所への避難の完了後、発電所内の事象等により、必要に応じて、発電所避難者を適切な場所へ移送するものとする。</p> <p>また本部長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。</p> <p>3. 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置 本部長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等を基に放射性物質の影響範囲を推定する。</p> <p>また、本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を指示するものとする。</p> <p>なお、本部長は、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表1.4に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>4. 原子力災害医療 (1) 救助活動 本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を放射線の影響の少ない場所に速</p>	<p>○記載の適正化 別表番号の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>8. 広報活動</p> <p>総本部長及び本部長は、緊急時体制を発令した後、プラントの状況、応急措置の概要等を取りまとめ、プレス発表を行う。また、オフサイトセンターの運営開始以降は、国、島根県、松江市、鳥取県等と連携してプレス発表を行う。</p> <p>9. 応急復旧</p> <p>(1) 施設及び設備の整備及び点検</p> <p>本部長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等を把握する。</p> <p>(2) 応急の復旧対策</p> <p>本部長は、原子力災害の拡大の防止を図るため、別表 1.3 の業務を含めて以下に関する応急復旧計画を策定し、これに基づき速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>a. 施設や設備の整備及び点検</p> <p>b. 故障した設備等の応急の復旧</p> <p>c. その他応急の復旧対策に必要な事項</p> <p>(3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応</p> <p>本部長は、原子炉等規制法第 6 4 条第 3 項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。</p> <p>10. 原子力災害の拡大防止を図るための措置</p> <p>本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図る。</p> <p>(1) 主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。</p> <p>(2) 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。</p> <p>(3) 可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。</p> <p>(4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。</p> <p>(5) その他の号機については、事故発生号機からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。</p> <p>(6) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。</p> <p>11. 資機材の調達及び輸送</p> <p>本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、必要な資機材を調達する。また、本部長は、発電所において十分に調達できない場合、総本部</p>	<p>8. 広報活動</p> <p>総本部長及び本部長は、緊急時体制を発令した後、プラントの状況、応急措置の概要等を取りまとめ、プレス発表を行う。また、オフサイトセンターの運営開始以降は、国、島根県、松江市、鳥取県等と連携してプレス発表を行う。</p> <p>9. 応急復旧</p> <p>(1) 施設及び設備の整備及び点検</p> <p>本部長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等を把握する。</p> <p>(2) 応急の復旧対策</p> <p>本部長は、原子力災害の拡大の防止を図るため、別表 1.5 の業務を含めて以下に関する応急復旧計画を策定し、これに基づき速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>a. 施設や設備の整備及び点検</p> <p>b. 故障した設備等の応急の復旧</p> <p>c. その他応急の復旧対策に必要な事項</p> <p>(3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応</p> <p>本部長は、原子炉等規制法第 6 4 条第 3 項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。</p> <p>10. 原子力災害の拡大防止を図るための措置</p> <p>本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図る。</p> <p>(1) 主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。</p> <p>(2) 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。</p> <p>(3) 可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。</p> <p>(4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。</p> <p>(5) その他の号機については、事故発生号機からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。</p> <p>(6) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。</p> <p>11. 資機材の調達及び輸送</p> <p>本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、必要な資機材を調達する。また、本部長は、発電所において十分に調達できない場合、総本部</p>	<p>○記載の適正化 別表番号の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>急対策を主体的に講じる。</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>(1) オフサイトセンター等への派遣</p> <p>本部長は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松江市長、鳥取県知事及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表 1.4 に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。</p> <p>a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項</p> <p>(a) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換</p> <p>(b) 報道機関への情報提供</p> <p>(c) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整</p> <p>(d) 原子力災害合同対策協議会への参加</p> <p>b. 汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <p>(a) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>(b) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>(c) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>(d) 除染等により発生した汚染水・汚染付着物等の処理</p> <p>(e) 車両の一時保管が必要となった場合の保管場所確保への協力</p> <p>(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣</p> <p>部長（原子力管理）は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、対応要員の派遣その他必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣</p> <p>部長（原子力管理）は、以下に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ複数選定しておいた拠点の候補の中から適切な拠点を確保し、緊急時対策要員及びその他必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材及び原子力災害対策活動で使用する資料を輸送し、配備する。資機材等の輸送は、陸路のほか空路等の使用も考慮し、早急な配備に努める。</p> <p>a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項</p> <p>(a) 発電所への物資、要員の派遣</p> <p>(b) 輸送に付随する放射線管理、入退域管理</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、派遣先の関係執行機関の長の指示に基づき、必要な業務を行う。なお、本部長は、本社の応援を必要とするときは総本部長に要請し、総本部長は、本社からオフサイトセンター等への要員派遣及び防災資機材の提供について適切に対応する。それでもなお不足する場合は、総本部長は他の原子力事業者の協力を要請する。</p>	<p>急対策を主体的に講じる。</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>(1) オフサイトセンター等への派遣</p> <p>本部長は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松江市長、鳥取県知事及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表 1.6 に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。</p> <p>a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項</p> <p>(a) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換</p> <p>(b) 報道機関への情報提供</p> <p>(c) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整</p> <p>(d) 原子力災害合同対策協議会への参加</p> <p>b. 汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <p>(a) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>(b) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>(c) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>(d) 除染等により発生した汚染水・汚染付着物等の処理</p> <p>(e) 車両の一時保管が必要となった場合の保管場所確保への協力</p> <p>(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣</p> <p>部長（原子力管理）は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、対応要員の派遣その他必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣</p> <p>部長（原子力管理）は、以下に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ複数選定しておいた拠点の候補の中から適切な拠点を確保し、緊急時対策要員及びその他必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材及び原子力災害対策活動で使用する資料を輸送し、配備する。資機材等の輸送は、陸路のほか空路等の使用も考慮し、早急な配備に努める。</p> <p>a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項</p> <p>(a) 発電所への物資、要員の派遣</p> <p>(b) 輸送に付随する放射線管理、入退域管理</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、派遣先の関係執行機関の長の指示に基づき、必要な業務を行う。なお、本部長は、本社の応援を必要とするときは総本部長に要請し、総本部長は、本社からオフサイトセンター等への要員派遣及び防災資機材の提供について適切に対応する。それでもなお不足する場合は、総本部長は他の原子力事業者の協力を要請する。</p>	<p>○記載の適正化 別表番号の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第4章 原子力災害事後対策の実施</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。なお、原子力緊急事態に至らない事象であっても、必要があると認められた場合には、本章に示した対策に準じて対応する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 発電所の対策</p> <p>1. 復旧対策 本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。 (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握 (2) 原子炉施設の除染の実施 (3) 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施 (4) 放射性物質の追加放出の防止 (5) 各復旧対策の実施体制及び復旧に関する工程</p> <p>2. 緊急時対策要員の健康管理等 本部長は、第3章第2節4. 「原子力災害医療」に示す健康診断及び健康相談について、継続して実施する。</p> <p>3. 緊急時体制の解除 総本部長及び本部長は、第2章第2節2. (3) 「緊急時体制の解除」に基づき緊急時体制を解除した場合は、その旨を別図5-3に定める連絡経路により報告する。</p> <p>4. 原因究明と再発防止対策の実施 原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第2節 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>原子力防災管理者は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松江市長、鳥取県知事及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表1.5に定める原子力</p> <p style="text-align: center;">29</p>	<p style="text-align: center;">第4章 原子力災害事後対策の実施</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。なお、原子力緊急事態に至らない事象であっても、必要があると認められた場合には、本章に示した対策に準じて対応する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 発電所の対策</p> <p>1. 復旧対策 本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。 (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握 (2) 原子炉施設の除染の実施 (3) 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施 (4) 放射性物質の追加放出の防止 (5) 各復旧対策の実施体制及び復旧に関する工程</p> <p>2. 緊急時対策要員の健康管理等 本部長は、第3章第2節4. 「原子力災害医療」に示す健康診断及び健康相談について、継続して実施する。</p> <p>3. 緊急時体制の解除 総本部長及び本部長は、第2章第2節2. (3) 「緊急時体制の解除」に基づき緊急時体制を解除した場合は、その旨を別図5-3に定める連絡経路により報告する。</p> <p>4. 原因究明と再発防止対策の実施 原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第2節 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>原子力防災管理者は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松江市長、鳥取県知事及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表1.7に定める原子力</p> <p style="text-align: center;">29</p>	<p>○記載の適正化 別表番号の修正</p>

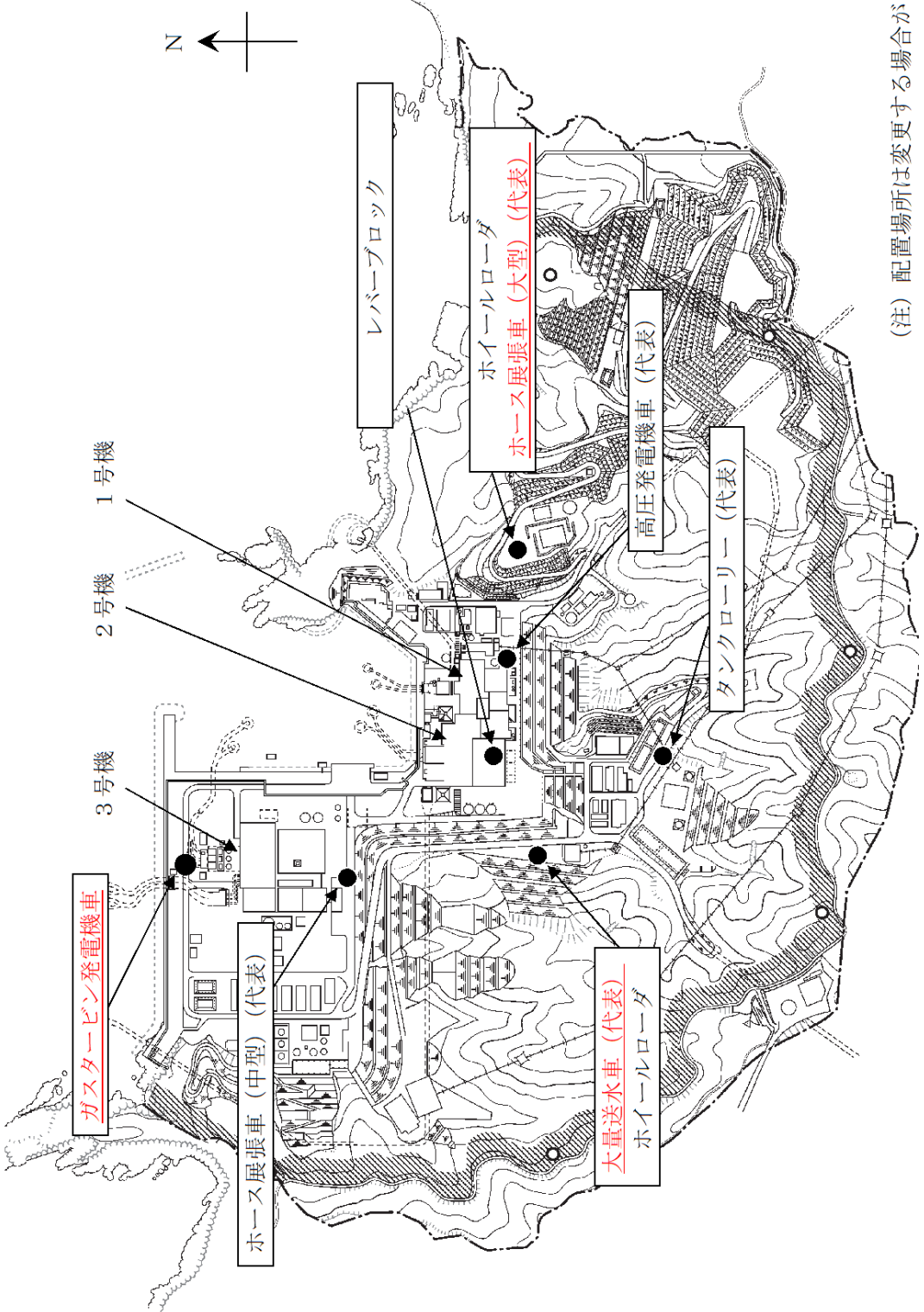
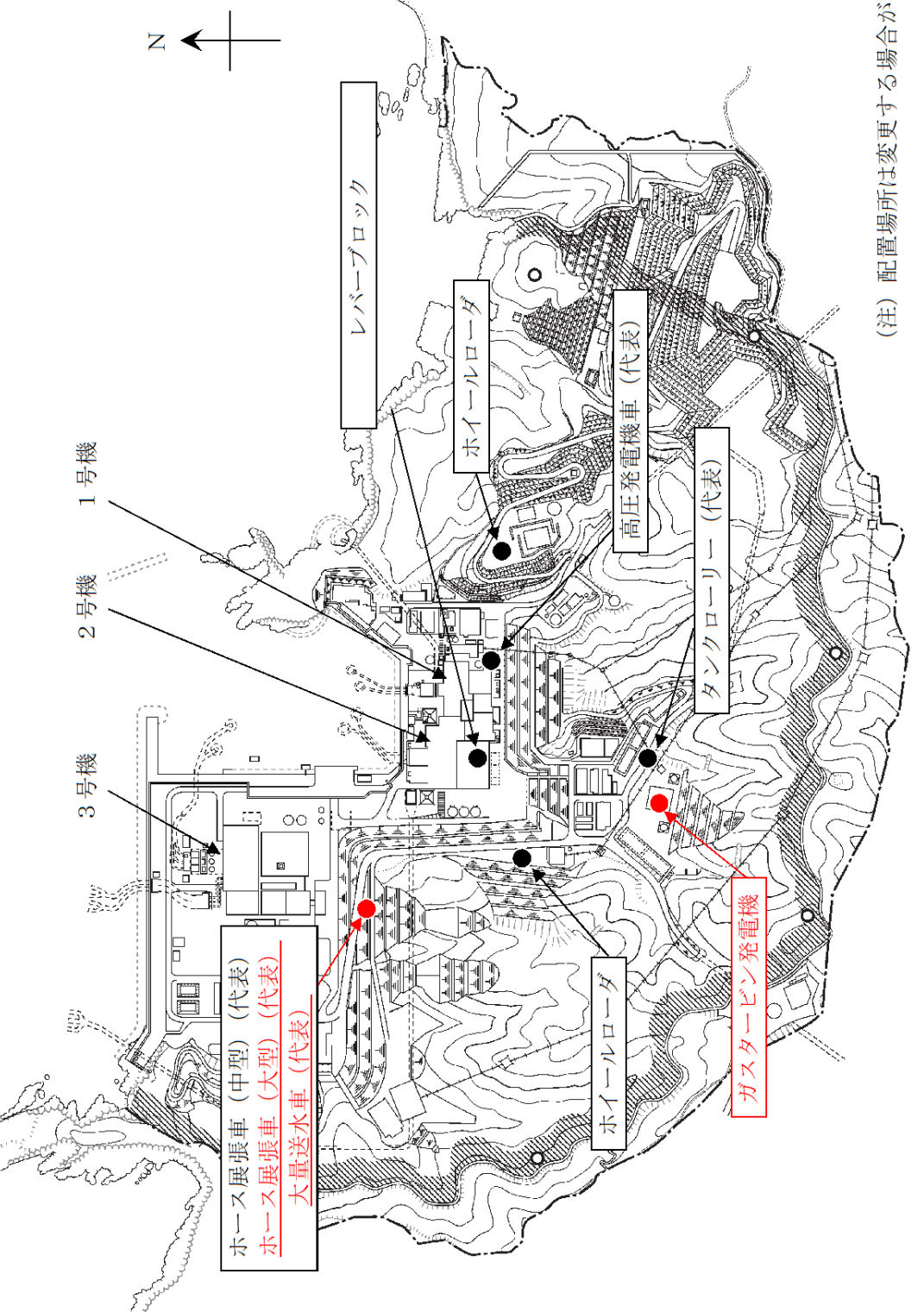
修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 他の原子力事業者への協力</p> <p>他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、部長（原子力管理）は原子力防災管理者とともに、国あるいは他社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、以下の事項について別表1.6に定める原子力防災要員、緊急時対策要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境放射線モニタリング ・ 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定 ・ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 ・ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 <p>ただし、事業所外運搬の場合にあつては、本節の「他の原子力事業者」を「当社に通報責任のない事業所外運搬」に読み替えて準用する。</p> <p>また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。</p> <p style="text-align: center;">31</p>	<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 他の原子力事業者への協力</p> <p>他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、部長（原子力管理）は原子力防災管理者とともに、国あるいは他社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、以下の事項について別表1.8に定める原子力防災要員、緊急時対策要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境放射線モニタリング ・ 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定 ・ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 ・ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 <p>ただし、事業所外運搬の場合にあつては、本節の「他の原子力事業者」を「当社に通報責任のない事業所外運搬」に読み替えて準用する。</p> <p>また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。</p> <p style="text-align: center;">31</p>	<p>○記載の適正化別表番号の修正</p>

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (13 / 30)

修正前	修正後	修正理由
別冊目次	別冊目次	
別図1 原子力防災組織	別図1 原子力防災組織	
別図2 本社原子力防災組織	別図2 本社原子力防災組織	
別図3 緊急時における防災組織体制及び防災組織の情報・指令伝達経路	別図3 緊急時における防災組織体制及び防災組織の情報・指令伝達経路	
別図4-1 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報及び連絡経路（原子炉施設）	別図4-1 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報及び連絡経路（原子炉施設）	
別図4-2 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡経路（原子炉施設）	別図4-2 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡経路（原子炉施設）	
別図4-3 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路（原子炉施設）	別図4-3 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路（原子炉施設）	
別図4-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路（事業所外運搬）	別図4-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路（事業所外運搬）	
別図5-1 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報後の連絡経路（原子炉施設）	別図5-1 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報後の連絡経路（原子炉施設）	
別図5-2 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡後の連絡経路（原子炉施設）	別図5-2 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡後の連絡経路（原子炉施設）	
別図5-3 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路（原子炉施設）	別図5-3 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路（原子炉施設）	
別図5-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路（事業所外運搬）	別図5-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路（事業所外運搬）	
別図6 緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路（発電所）	別図6 緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路（発電所）	
別図7 緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路（本社）	別図7 緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路（本社）	
別図8 発電所敷地周辺の放射線測定設備	別図8 発電所敷地周辺の放射線測定設備	
別図9 発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設等	別図9 発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設等	
別図10 発電所敷地内の集合場所と避難場所	別図10 発電所敷地内の集合場所と避難場所	
別図11 重大事故等に対処するための資機材配置	別図11 重大事故等に対処するための資機材配置	
別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準	別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準	
別表2 各障壁の喪失の判断基準	別表2 各障壁の喪失の判断基準	
別表3 安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧	別表3 安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧	
別表4 原子力防災要員の職務と配置	別表4 原子力防災要員の職務と配置	
別表5 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	別表5 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	
別表6 原子力防災資機材	別表6 原子力防災資機材	
別表7 原子力防災関連資機材	別表7 原子力防災関連資機材	
別表8 原子力災害対策活動で使用する資料	<u>別表8</u> <u>医療関連資機材</u>	○オンサイト医療の反映に伴う修正 医療関連資機材および原子力安全研究協会の別表を追加
別表9 原子力災害対策活動で使用する施設	別表9 原子力災害対策活動で使用する資料	
別表10 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織	別表10 原子力災害対策活動で使用する施設	
別表11 S P D S 伝送データ項目	別表11 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織	
別表12 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準	<u>別表12</u> <u>原子力安全研究協会</u>	
別表13 原子力防災組織業務の一部を委託するもの	別表13 S P D S 伝送データ項目	○記載の適正化 別表番号の修正
	別表14 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準	
	別表15 原子力防災組織業務の一部を委託するもの	

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (14 / 30)

修正前	修正後	修正理由
別表 <u>1.4</u> 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与	別表 <u>1.6</u> 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与	○記載の適正化 別表番号の修正
別表 <u>1.5</u> 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与	別表 <u>1.7</u> 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与	
別表 <u>1.6</u> 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与	別表 <u>1.8</u> 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与	
別紙 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	別紙 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	
別紙 2 原子力防災要員現況届出書	別紙 2 原子力防災要員現況届出書	
別紙 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	別紙 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	
別紙 4 放射線測定設備現況届出書	別紙 4 放射線測定設備現況届出書	
別紙 5 原子力防災資機材現況届出書	別紙 5 原子力防災資機材現況届出書	
別紙 6 防災訓練実施結果報告書	別紙 6 防災訓練実施結果報告書	
別紙 7 敷地境界放射線上昇事象発生通報	別紙 7 敷地境界放射線上昇事象発生通報	
別紙 8－1 警戒事態該当事象発生連絡	別紙 8－1 警戒事態該当事象発生連絡	
別紙 8－2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡	別紙 8－2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡	
別紙 9－1 特定事象発生通報（原子炉施設）	別紙 9－1 特定事象発生通報（原子炉施設）	
別紙 9－2 特定事象発生通報（事業所外運搬）	別紙 9－2 特定事象発生通報（事業所外運搬）	
別紙 10－1 応急措置の概要（原子炉施設）	別紙 10－1 応急措置の概要（原子炉施設）	
別紙 10－2 応急措置の概要（事業所外運搬）	別紙 10－2 応急措置の概要（事業所外運搬）	
参考 原災法及び原子力災害対策指針に基づく E A L 基準の整理表	参考 原災法及び原子力災害対策指針に基づく E A L 基準の整理表	

修正前	修正後	修正理由
<p>別図1-1 重大事故等に対処するための資機材配置</p>  <p>(注) 配置場所は変更する場合がある。</p>	<p>別図1-1 重大事故等に対処するための資機材配置</p>  <p>(注) 配置場所は変更する場合がある。</p>	<p>○記載の適正化 資機材の配置場所見直しを反映</p>

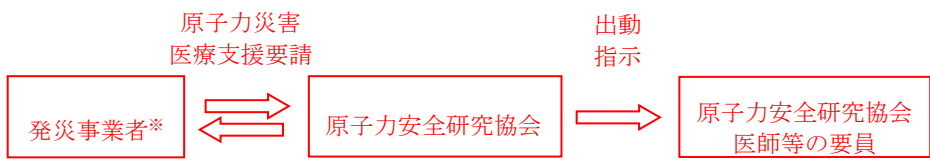
修正前						修正後						修正理由	
別表7 原子力防災関連資機材 (2 / 3)						別表7 原子力防災関連資機材 (2 / 3)							
分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	配置場所・保管場所(※1)	分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	配置場所・保管場所(※1)	修正理由	
計測器等の 主な資機材	個人用外部被ばく線量測定器	50個	1回/年	機能確認	2号廃棄物処理建物	計測器等の 主な資機材	個人用外部被ばく線量測定器	50個	1回/年	機能確認	2号廃棄物処理建物		○ガスタービン発電機の 設置完了に伴う修正 ガスタービン発電機を 追加し、可搬式発電機お よびガスタービン発電 機車を削除 ○記載の適正化 資機材の配置場所見直 しを反映
	テレテクタ	2台	1回/年	機能確認	1、2号制御建物他		テレテクタ	2台	1回/年	機能確認	1、2号制御建物他		
	ホールボディカウンタ	1台	1回/年	機能確認	免震重要棟1階		ホールボディカウンタ	1台	1回/年	機能確認	免震重要棟1階		
	試料放射能測定装置	1台	1回/年	機能確認	管理事務所3号館		試料放射能測定装置	1台	1回/年	機能確認	管理事務所3号館		
医療活動に必要な 主な資機材	人工蘇生器	1式	1回/月	機能確認	健康管理センター	医療活動に必要な 主な資機材	人工蘇生器	1式	1回/月	機能確認	健康管理センター		
	酸素吸入セット	1式	1回/月	機能確認	健康管理センター		酸素吸入セット	1式	1回/月	機能確認	健康管理センター		
緊急時対応に必要な 主な資機材	構内電源 受電	高圧発電機車 (500kVA)	8台	1回/月	機能確認	15m盤他	構内電源 受電	高圧発電機車 (500kVA)	8台	1回/月	機能確認	15m盤他	
		<u>可搬式発電機 (100kVA)</u>	<u>1台</u>	<u>1回/月</u>	<u>機能確認</u>	<u>2号水ろ過装置周り</u>		<u>ガスタービン発電機 (600kVA)</u>	<u>2台</u>	<u>1回/6ヶ月</u>	<u>機能確認</u>	<u>44m盤</u>	
		<u>ガスタービン発電機車 (400kVA)</u>	<u>4台</u>	<u>1回/6ヶ月</u>	<u>機能確認</u>	<u>8.5m盤</u>		大量送水車 (送水量:5,000L/min、 揚程:130m)	11台	1回/6ヶ月	機能確認	44m盤他	
	代替注水	大量送水車 (送水量:5,000L/min、 揚程:130m)	11台	1回/6ヶ月	機能確認	44m盤他	代替注水	ホース展張車 (大型) (φ150mmホース:2km)	4台	1回/6ヶ月	機能確認	3号南法面他	
		ホース展張車 (大型) (φ150mmホース:2km)	4台	1回/6ヶ月	機能確認	免震重要棟北側他		ホース展張車 (中型) (φ150mmホース:0.8km)	4台	1回/6ヶ月	機能確認	3号南法面他	
		ホース展張車 (中型) (φ150mmホース:0.8km)	4台	1回/6ヶ月	機能確認	8.5m盤他		燃料補給	タンクローリー (3kL)	3台	1回/6ヶ月	機能確認	
	燃料補給	タンクローリー (3kL)	3台	1回/6ヶ月	機能確認	44m盤他	燃料補給	タンクローリー (3kL)	3台	1回/6ヶ月	機能確認	44m盤他	
	がれき 撤去	ホイールローダ	2台	1回/月	機能確認	44m盤他	がれき 撤去	ホイールローダ	2台	1回/月	機能確認	44m盤他	
	高線量 区域作業	高線量対応防護服	10着	1回/年	外観点検	2号廃棄物処理建物	高線量 区域作業	高線量対応防護服	10着	1回/年	外観点検	2号廃棄物処理建物	
	水素放出 装置	レバーブロック	16台	1回/年	外観点検	2号原子炉建物屋上	水素放出 装置	レバーブロック	16台	1回/年	外観点検	2号原子炉建物屋上	
	燃料プール 水位測定	テープ式水位計	1台	1回/年	外観点検	2号原子炉建物	燃料プール 水位測定	テープ式水位計	1台	1回/年	外観点検	2号原子炉建物	

※1 配置場所・保管場所は変更する場合がある。

※1 配置場所・保管場所は変更する場合がある。

修正前	修正後	修正理由																																																									
<div data-bbox="641 625 810 705" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">該当頁なし</div>	<p style="text-align: center; color: red;">別表8 医療関連資機材</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">分 類</th> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 10%;">点検頻度</th> <th style="width: 15%;">点検内容</th> <th style="width: 30%;">配置場所・ 保管場所^(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">医療 関 連 資 機 材</td> <td>心電計</td> <td>1台</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> <td>免震重要棟処置室</td> </tr> <tr> <td>AED</td> <td>1台</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> <td>免震重要棟玄関フロア</td> </tr> <tr> <td>アンビュバック</td> <td>1個</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> <td>免震重要棟処置室</td> </tr> <tr> <td>酸素ポンペ</td> <td>1500L</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> <td>免震重要棟処置室</td> </tr> <tr> <td>ストレッチャー</td> <td>1台</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> <td>免震重要棟処置室</td> </tr> <tr> <td>バックボード(ベルト付)</td> <td>1個</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> <td>免震重要棟処置室</td> </tr> <tr> <td>バックボード用頸椎固定器具</td> <td>1個</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> <td>免震重要棟処置室</td> </tr> <tr> <td>折りたたみ担架</td> <td>1台</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> <td>免震重要棟医務室</td> </tr> <tr> <td>点滴台</td> <td>1台</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> <td>免震重要棟処置室</td> </tr> <tr> <td>車椅子</td> <td>1台</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> <td>免震重要棟処置室</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※1 配置場所・保管場所は変更する場合がある。</p>	分 類	名 称	数 量	点検頻度	点検内容	配置場所・ 保管場所 ^(※1)	医療 関 連 資 機 材	心電計	1台	1回/年	機能確認	免震重要棟処置室	AED	1台	1回/月	機能確認	免震重要棟玄関フロア	アンビュバック	1個	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	酸素ポンペ	1500L	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	ストレッチャー	1台	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	バックボード(ベルト付)	1個	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	バックボード用頸椎固定器具	1個	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	折りたたみ担架	1台	1回/年	外観点検	免震重要棟医務室	点滴台	1台	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	車椅子	1台	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	<p>○オンサイト医療の反映に伴う修正 医療関連資機材の別表を追加</p>
分 類	名 称	数 量	点検頻度	点検内容	配置場所・ 保管場所 ^(※1)																																																						
医療 関 連 資 機 材	心電計	1台	1回/年	機能確認	免震重要棟処置室																																																						
	AED	1台	1回/月	機能確認	免震重要棟玄関フロア																																																						
	アンビュバック	1個	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室																																																						
	酸素ポンペ	1500L	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室																																																						
	ストレッチャー	1台	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室																																																						
	バックボード(ベルト付)	1個	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室																																																						
	バックボード用頸椎固定器具	1個	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室																																																						
	折りたたみ担架	1台	1回/年	外観点検	免震重要棟医務室																																																						
	点滴台	1台	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室																																																						
	車椅子	1台	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室																																																						

修正前	修正後	修正理由
<p>別表<u>8</u> 原子力災害対策活動で使用する資料</p> <p>別表<u>9</u> 原子力災害対策活動で使用する施設</p> <p>別表<u>10</u> 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織</p>	<p>別表<u>9</u> 原子力災害対策活動で使用する資料</p> <p>別表<u>10</u> 原子力災害対策活動で使用する施設</p> <p>別表<u>11</u> 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織</p>	<p>○記載の適正化 別表番号の追加</p>

修正前	修正後	修正理由																						
<p style="text-align: center;">該当頁なし</p>	<p style="text-align: center;">別表 1 2 原子力安全研究協会</p> <p>1. 原子力安全研究協会の概要</p> <table border="1" data-bbox="1344 348 2475 420"> <tr> <td>名 称</td> <td>公益財団法人 原子力安全研究協会</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>東京都港区新橋 5-18-7</td> </tr> </table> <p>2. 平常時の主なオンサイト医療業務</p> <table border="1" data-bbox="1344 485 2475 684"> <tr> <td>医師等の待機等</td> <td>災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者との連携</td> <td>災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。</td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移手段の確認に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table> <p>3. 原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療支援内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">災害発生時の連絡体制</p>  <p style="text-align: center;">※ 発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> </div> <p>発災事業者への支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を招集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 ・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 <p>4. 保有資機材一覧</p> <p>原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" data-bbox="1344 1220 2475 1402"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名 称</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">現地活動用資機材</td> <td>医療用資機材</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>通信用資機材</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>放射線管理資機材</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会	所 在 地	東京都港区新橋 5-18-7	医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。	原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移手段の確認に関する改善事項を確認する。	分類	名 称	数量	現地活動用資機材	医療用資機材	1 式	通信用資機材	1 式	放射線管理資機材	1 式	一般資機材	1 式	<p>○オンサイト医療の反映に伴う修正 原子力安全研究協会の別表を追加</p>
名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会																							
所 在 地	東京都港区新橋 5-18-7																							
医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。																							
原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。																							
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移手段の確認に関する改善事項を確認する。																							
分類	名 称	数量																						
現地活動用資機材	医療用資機材	1 式																						
	通信用資機材	1 式																						
	放射線管理資機材	1 式																						
	一般資機材	1 式																						

修正前	修正後	修正理由
<p>別表 <u>1.1</u> SPDS 伝送データ項目 (1 / 9)</p> <p>別表 <u>1.1</u> SPDS 伝送データ項目 (2 / 9)</p> <p>別表 <u>1.1</u> SPDS 伝送データ項目 (3 / 9)</p>	<p>別表 <u>1.3</u> SPDS 伝送データ項目 (1 / 9)</p> <p>別表 <u>1.3</u> SPDS 伝送データ項目 (2 / 9)</p> <p>別表 <u>1.3</u> SPDS 伝送データ項目 (3 / 9)</p>	<p>○記載の適正化 別表番号の修正</p>

修正前			修正後			修正理由
別表 1.1 SPDS 伝送データ項目 (4 / 9)			別表 1.3 SPDS 伝送データ項目 (4 / 9)			
島根原子力発電所 2 号機			島根原子力発電所 2 号機			○記載の適正化 別表番号の修正 ○記載の適正化 読み替え内容 (ERSS 伝送開始に伴う修正) の反映
No	常時伝送項目 (※1)	工学単位	No	常時伝送項目 (※1)	工学単位	
101	SRMレベルCH24	s ⁻¹	101	SRMレベルCH24	s ⁻¹	
102	モードSW運転	DIGITAL	102	モードSW運転	DIGITAL	
103	A-SGT自動起動	DIGITAL	103	A-SGT自動起動	DIGITAL	
104	B-SGT自動起動	DIGITAL	104	B-SGT自動起動	DIGITAL	
105	主蒸気管放射線異常高トリップA1	DIGITAL	105	主蒸気管放射線異常高トリップA1	DIGITAL	
106	主蒸気管放射線異常高トリップB1	DIGITAL	106	主蒸気管放射線異常高トリップB1	DIGITAL	
107	主蒸気管放射線異常高トリップA2	DIGITAL	107	主蒸気管放射線異常高トリップA2	DIGITAL	
108	主蒸気管放射線異常高トリップB2	DIGITAL	108	主蒸気管放射線異常高トリップB2	DIGITAL	
109	A-放水路水モニタ	s ⁻¹	109	A-放水路水モニタ	s ⁻¹	
110	IRMレベルCH11	%	110	IRMレベルCH11	%	
111	IRMレベルCH12	%	111	IRMレベルCH12	%	
112	IRMレベルCH13	%	112	IRMレベルCH13	%	
113	IRMレベルCH14	%	113	IRMレベルCH14	%	
114	IRMレベルCH15	%	114	IRMレベルCH15	%	
115	IRMレベルCH16	%	115	IRMレベルCH16	%	
116	IRMレベルCH17	%	116	IRMレベルCH17	%	
117	IRMレベルCH18	%	117	IRMレベルCH18	%	
118	燃料取替階モニタ (A)	mSv/h	118	燃料取替階モニタ (A)	mSv/h	
119	燃料取替階モニタ (B)	mSv/h	119	燃料取替階モニタ (B)	mSv/h	
120	燃料取替階モニタ (C)	mSv/h	120	燃料取替階モニタ (C)	mSv/h	
121	燃料取替階モニタ (D)	mSv/h	121	燃料取替階モニタ (D)	mSv/h	
122	B-放水路水モニタ (※2)	s ⁻¹	122	B-放水路水モニタ	s ⁻¹	
123	高圧原子炉代替注水流量 (※2)	m ³ /h	123	高圧原子炉代替注水流量	m ³ /h	
124	A-RCWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	124	A-RCWポンプ 起動	DIGITAL	
125	B-RCWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	125	B-RCWポンプ 起動	DIGITAL	
126	C-RCWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	126	C-RCWポンプ 起動	DIGITAL	
127	D-RCWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	127	D-RCWポンプ 起動	DIGITAL	
128	HPCWポンプ起動 (※2)	DIGITAL	128	HPCWポンプ起動	DIGITAL	
129	A-RSWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	129	A-RSWポンプ 起動	DIGITAL	
130	B-RSWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	130	B-RSWポンプ 起動	DIGITAL	
131	C-RSWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	131	C-RSWポンプ 起動	DIGITAL	
132	D-RSWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	132	D-RSWポンプ 起動	DIGITAL	
133	HPSWポンプ起動 (※2)	DIGITAL	133	HPSWポンプ起動	DIGITAL	
134	A-残留熱除去系熱交換器入口温度 (※2)	℃	134	A-残留熱除去系熱交換器入口温度	℃	
135	B-残留熱除去系熱交換器入口温度 (※2)	℃	135	B-残留熱除去系熱交換器入口温度	℃	
136	A-残留熱除去系熱交換器出口温度 (※2)	℃	136	A-残留熱除去系熱交換器出口温度	℃	
137	B-残留熱除去系熱交換器出口温度 (※2)	℃	137	B-残留熱除去系熱交換器出口温度	℃	
138	サブプレッション・プール水位 (SA) (※2)	m	138	サブプレッション・プール水位 (SA)	m	
139	A-サブプレッション・プール水温度 (SA) (※2)	℃	139	A-サブプレッション・プール水温度 (SA)	℃	
140	B-サブプレッション・プール水温度 (SA) (※2)	℃	140	B-サブプレッション・プール水温度 (SA)	℃	
141	A-サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) (※2)	kPa(abs)	141	A-サブプレッション・チェンバ圧力 (SA)	kPa(abs)	
142	B-サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) (※2)	kPa(abs)	142	B-サブプレッション・チェンバ圧力 (SA)	kPa(abs)	
143	緊急用M/C電圧 (※2)	kV	143	緊急用M/C電圧	kV	
144	SA-L/C電圧 (※2)	V	144	SA-L/C電圧	V	
145	2号GTG受電しゃ断器 閉 (※2)	DIGITAL	145	2号GTG受電しゃ断器 閉	DIGITAL	
146	予備GTG受電しゃ断器 閉 (※2)	DIGITAL	146	予備GTG受電しゃ断器 閉	DIGITAL	
147	第二島根原子力幹線1L送電電圧 (※2)	kV	147	第二島根原子力幹線1L送電電圧	kV	
148	第二島根原子力幹線2L送電電圧 (※2)	kV	148	第二島根原子力幹線2L送電電圧	kV	
149	220kV開閉所母線電圧 甲 (※2)	kV	149	220kV開閉所母線電圧 甲	kV	
150	220kV開閉所母線電圧 乙 (※2)	kV	150	220kV開閉所母線電圧 乙	kV	

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (22 / 30)

修正前			修正後			修正理由
別表 1.1 SPDS 伝送データ項目 (5 / 9)			別表 1.3 SPDS 伝送データ項目 (5 / 9)			
島根原子力発電所 2号機			島根原子力発電所 2号機			○記載の適正化 別表番号の修正
No	常時伝送項目 (※1)	工学単位	No	常時伝送項目 (※1)	工学単位	
151	6.6KV系統電圧 (※2)	kV	151	6.6KV系統電圧	kV	
152	A-115V系直流盤 電圧 (※2)	V	152	A-115V系直流盤 電圧	V	
153	B-115V系直流盤 電圧 (※2)	V	153	B-115V系直流盤 電圧	V	
154	B-115V系直流盤 (SA)電圧 (※2)	V	154	B-115V系直流盤 (SA)電圧	V	
155	SA対策設備用分電盤 (1) 電圧 (※2)	V	155	SA対策設備用分電盤 (1) 電圧	V	
156	SA対策設備用分電盤 (2) 電圧 (※2)	V	156	SA対策設備用分電盤 (2) 電圧	V	
157	燃料プール温度 (SA) (ラック上端+6710mm) (※2)	℃	157	燃料プール温度 (SA) (ラック上端+6710mm)	℃	
158	燃料プール温度 (SA) (ラック上端+5800mm) (※2)	℃	158	燃料プール温度 (SA) (ラック上端+5800mm)	℃	
159	燃料プール温度 (SA) (ラック上端+5800mm) 温度専用 (※2)	℃	159	燃料プール温度 (SA) (ラック上端+5800mm) 温度専用	℃	
160	燃料プール温度 (SA) (ラック上端+4500mm) (※2)	℃	160	燃料プール温度 (SA) (ラック上端+4500mm)	℃	
161	燃料プール温度 (SA) (ラック上端+2000mm) (※2)	℃	161	燃料プール温度 (SA) (ラック上端+2000mm)	℃	
162	燃料プール温度 (SA) (ラック上端レベル) (※2)	℃	162	燃料プール温度 (SA) (ラック上端レベル)	℃	
163	燃料プール温度 (SA) (ラック上端-1000mm) (※2)	℃	163	燃料プール温度 (SA) (ラック上端-1000mm)	℃	
164	燃料プール水位 (SA) (ラック上端+6710mm) (※2)	DIGITAL	164	燃料プール水位 (SA) (ラック上端+6710mm)	DIGITAL	
165	燃料プール水位 (SA) (ラック上端+5800mm) (※2)	DIGITAL	165	燃料プール水位 (SA) (ラック上端+5800mm)	DIGITAL	
166	燃料プール水位 (SA) (ラック上端+4500mm) (※2)	DIGITAL	166	燃料プール水位 (SA) (ラック上端+4500mm)	DIGITAL	
167	燃料プール水位 (SA) (ラック上端+2000mm) (※2)	DIGITAL	167	燃料プール水位 (SA) (ラック上端+2000mm)	DIGITAL	
168	燃料プール水位 (SA) (ラック上端レベル) (※2)	DIGITAL	168	燃料プール水位 (SA) (ラック上端レベル)	DIGITAL	
169	燃料プール水位 (SA) (ラック上端-1000mm) (※2)	DIGITAL	169	燃料プール水位 (SA) (ラック上端-1000mm)	DIGITAL	
170	燃料プール水位 (SA) (※2)	m	170	燃料プール水位 (SA)	m	
171	燃料プールエリア放射線モニタ (低レンジ) (SA) (※2)	mSv/h	171	燃料プールエリア放射線モニタ (低レンジ) (SA)	mSv/h	
172	燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ) (SA) (※2)	mSv/h	172	燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ) (SA)	mSv/h	
173	A-ドライウエル圧力 (SA) (※2)	kPa(abs)	173	A-ドライウエル圧力 (SA)	kPa(abs)	
174	B-ドライウエル圧力 (SA) (※2)	kPa(abs)	174	B-ドライウエル圧力 (SA)	kPa(abs)	
175	A-ドライウエル温度 (SA) (上部) (※2)	℃	175	A-ドライウエル温度 (SA) (上部)	℃	
176	B-ドライウエル温度 (SA) (上部) (※2)	℃	176	B-ドライウエル温度 (SA) (上部)	℃	
177	A-ドライウエル温度 (SA) (中部) (※2)	℃	177	A-ドライウエル温度 (SA) (中部)	℃	
178	B-ドライウエル温度 (SA) (中部) (※2)	℃	178	B-ドライウエル温度 (SA) (中部)	℃	
179	A-ドライウエル温度 (SA) (下部) (※2)	℃	179	A-ドライウエル温度 (SA) (下部)	℃	
180	B-ドライウエル温度 (SA) (下部) (※2)	℃	180	B-ドライウエル温度 (SA) (下部)	℃	
181	格納容器水素濃度 (SA) (ドライ) (※2)	%	181	格納容器水素濃度 (SA) (ドライ)	%	
182	格納容器水素濃度 (SA) (ウェット) (※2)	%	182	格納容器水素濃度 (SA) (ウェット)	%	
183	格納容器酸素濃度 (SA) (ドライ) (※2)	%	183	格納容器酸素濃度 (SA) (ドライ)	%	
184	格納容器酸素濃度 (SA) (ウェット) (※2)	%	184	格納容器酸素濃度 (SA) (ウェット)	%	
185	A-SLCポンプ起動 (※2)	DIGITAL	185	A-SLCポンプ起動	DIGITAL	
186	B-SLCポンプ起動 (※2)	DIGITAL	186	B-SLCポンプ起動	DIGITAL	
187	代替注水流量 (常設) (※2)	m ³ /h	187	代替注水流量 (常設)	m ³ /h	
188	A-低圧原子炉代替注水流量 (※2)	m ³ /h	188	A-低圧原子炉代替注水流量	m ³ /h	
189	B-低圧原子炉代替注水流量 (※2)	m ³ /h	189	B-低圧原子炉代替注水流量	m ³ /h	
190	A-低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) (※2)	m ³ /h	190	A-低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用)	m ³ /h	
191	B-低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) (※2)	m ³ /h	191	B-低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用)	m ³ /h	
192	A-原子炉圧力容器温度 (SA) (※2)	℃	192	A-原子炉圧力容器温度 (SA)	℃	
193	B-原子炉圧力容器温度 (SA) (※2)	℃	193	B-原子炉圧力容器温度 (SA)	℃	
194	A-ペDESTAL代替注水流量 (※2)	m ³ /h	194	A-ペDESTAL代替注水流量	m ³ /h	
195	B-ペDESTAL代替注水流量 (※2)	m ³ /h	195	B-ペDESTAL代替注水流量	m ³ /h	
196	A-ペDESTAL代替注水流量 (狭帯域用) (※2)	m ³ /h	196	A-ペDESTAL代替注水流量 (狭帯域用)	m ³ /h	
197	B-ペDESTAL代替注水流量 (狭帯域用) (※2)	m ³ /h	197	B-ペDESTAL代替注水流量 (狭帯域用)	m ³ /h	
198	ペDESTAL水位 (コリウムシールド上表面 +0.1m) (※2)	DIGITAL	198	ペDESTAL水位 (コリウムシールド上表面 +0.1m)	DIGITAL	
199	ペDESTAL水位 (コリウムシールド上表面 +1.2m) (※2)	DIGITAL	199	ペDESTAL水位 (コリウムシールド上表面 +1.2m)	DIGITAL	
200	A-ペDESTAL水位 (コリウムシールド上表面 +2.4m) (※2)	DIGITAL	200	A-ペDESTAL水位 (コリウムシールド上表面 +2.4m)	DIGITAL	

○記載の適正化
別表番号の修正

○記載の適正化
読み替え内容 (ERSS 伝送開始に伴う修正) の反映

修正前			修正後			修正理由
別表 <u>1.1</u> SPDS 伝送データ項目 (6 / 9)			別表 <u>1.3</u> SPDS 伝送データ項目 (6 / 9)			○記載の適正化 別表番号の修正
島根原子力発電所 2号機			島根原子力発電所 2号機			
No	常時伝送項目 (※1)	工学単位	No	常時伝送項目 (※1)	工学単位	○記載の適正化 読み替え内容 (ERSS 伝送開始に伴う修正) の反映
201	B-ペDESTAL水位 (コリウムシールド上表面 +2.4m) <u>(※2)</u>	DIGITAL	201	B-ペDESTAL水位 (コリウムシールド上表面 +2.4m)	DIGITAL	
202	A-ペDESTAL温度 (SA) <u>(※2)</u>	℃	202	A-ペDESTAL温度 (SA)	℃	
203	B-ペDESTAL温度 (SA) <u>(※2)</u>	℃	203	B-ペDESTAL温度 (SA)	℃	
204	A-格納容器代替スプレイ流量 <u>(※2)</u>	m ³ /h	204	A-格納容器代替スプレイ流量	m ³ /h	
205	B-格納容器代替スプレイ流量 <u>(※2)</u>	m ³ /h	205	B-格納容器代替スプレイ流量	m ³ /h	
206	残留熱代替除去系原子炉注水流量 <u>(※2)</u>	m ³ /h	206	残留熱代替除去系原子炉注水流量	m ³ /h	
207	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 <u>(※2)</u>	m ³ /h	207	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量	m ³ /h	
208	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (低レンジ) <u>(※2)</u>	mSv/h	208	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (低レンジ)	mSv/h	
209	A-第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ) <u>(※2)</u>	Sv/h	209	A-第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ)	Sv/h	
210	B-第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ) <u>(※2)</u>	Sv/h	210	B-第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ)	Sv/h	
211	NGC N2 トーラス出口隔離弁全開 <u>(※2)</u>	DIGITAL	211	NGC N2 トーラス出口隔離弁全開	DIGITAL	
212	NGC N2 ドライウェル出口隔離弁全開 <u>(※2)</u>	DIGITAL	212	NGC N2 ドライウェル出口隔離弁全開	DIGITAL	
213	NGC 非常用ガス処理系入口隔離弁全開 <u>(※2)</u>	DIGITAL	213	NGC 非常用ガス処理系入口隔離弁全開	DIGITAL	
214	NGC 非常用ガス処理系入口隔離弁バイパス弁全開 <u>(※2)</u>	DIGITAL	214	NGC 非常用ガス処理系入口隔離弁バイパス弁全開	DIGITAL	
215	SGT FCVS 第1ベントフィルタ入口弁全開 <u>(※2)</u>	DIGITAL	215	SGT FCVS 第1ベントフィルタ入口弁全開	DIGITAL	
216	SGT 耐圧強化ベントライン止め弁全開 <u>(※2)</u>	DIGITAL	216	SGT 耐圧強化ベントライン止め弁全開	DIGITAL	
217	SGT 耐圧強化ベントライン止め弁後弁全開 <u>(※2)</u>	DIGITAL	217	SGT 耐圧強化ベントライン止め弁後弁全開	DIGITAL	
※1 伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。			※1 伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。			○記載の適正化 別表番号の修正
<u>※2 令和5年8月末伝送開始予定</u>						
別表 <u>1.1</u> SPDS 伝送データ項目 (7 / 9)			別表 <u>1.3</u> SPDS 伝送データ項目 (7 / 9)			
別表 <u>1.1</u> SPDS 伝送データ項目 (8 / 9)			別表 <u>1.3</u> SPDS 伝送データ項目 (8 / 9)			
別表 <u>1.1</u> SPDS 伝送データ項目 (9 / 9)			別表 <u>1.3</u> SPDS 伝送データ項目 (9 / 9)			

修正前	修正後	修正理由
<p>別表 <u>1.2</u> 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準</p> <p>別表 <u>1.3</u> 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <p>別表 <u>1.4</u> 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、 原子力防災資機材等の貸与</p> <p>別表 <u>1.5</u> 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、 原子力防災資機材の貸与</p>	<p>別表 <u>1.4</u> 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準</p> <p>別表 <u>1.5</u> 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <p>別表 <u>1.6</u> 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、 原子力防災資機材等の貸与</p> <p>別表 <u>1.7</u> 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、 原子力防災資機材の貸与</p>	<p>○記載の適正化 別表番号の修正</p>

別表 1.6 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

		修正前			
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与	備考	
	放射線管理班	15人	18台	1. 準備数量については、全て程度とする。 2. 放射線測定車とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、ヨウ素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。 3. <u>ホールボディカウンタは、配備完了次第適用する。</u> 4. 可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。 5. 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手にする。	
			2台		
			3台		
			50個		
			10着		
			50個		
			1, 500着		
			3, 000双		
			100枚		
			1台		
			1台		
			1台		
			3台		

別表 1.8 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

		修正後			
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与	備考	
	放射線管理班	15人	18台	1. 準備数量については、全て程度とする。 2. 放射線測定車とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、ヨウ素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。 3. 可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。 4. 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手にする。	
			2台		
			3台		
			50個		
			10着		
			50個		
			1, 500着		
			3, 000双		
			100枚		
			1台		
			1台		
			1台		
			3台		

○記載の適正化
貸与資機材配備完了に伴う修正

○記載の適正化
別表番号の修正

修正前		修正後		修正理由
別紙 7		別紙 7		
敷地境界放射線上昇事象発生通報		敷地境界放射線上昇事象発生通報		
年 月 日		年 月 日		
島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿		島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿		
通報者名 _____		通報者名 _____		
連絡先 _____		連絡先 _____		
敷地境界放射線上昇事象の発生について、中国電力(株)原子力事業者防災業務計画の規定に基づき通報します。なお、この通報は原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定によるものではありません。		敷地境界放射線上昇事象の発生について、中国電力(株)原子力事業者防災業務計画の規定に基づき通報します。なお、この通報は原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定によるものではありません。		
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句654-1	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句654-1	
事象の発生箇所	島根原子力発電所第__号機	事象の発生箇所	島根原子力発電所第__号機	
事象の発生時刻	____年__月__日__時__分(24時間表示)	事象の発生時刻	____年__月__日__時__分(24時間表示)	
発生した事象の概要	事象の種類	敷地境界放射線量上昇 モニタリングポストで0.22μGy/h以上	敷地境界放射線量上昇 モニタリングポストで0.22μGy/h以上	○記載の適正化 原子炉の運転状態に「建設中」を追加
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他(_____)	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他(_____)	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状況 作動なし、作動有(自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(____s ⁻¹ →____s ⁻¹) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し 変化有り(最大値: ____μGy/h→____μGy/h、No.____) その他 _____ _____	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中、 建設中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状況 作動なし、作動有(自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(____s ⁻¹ →____s ⁻¹) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し 変化有り(最大値: ____μGy/h→____μGy/h、No.____) その他 _____ _____	
その他事象の把握に参考となる情報		その他事象の把握に参考となる情報		
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		

修正前	修正後	修正理由																
<p style="text-align: right;">別紙 8 - 1</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">警戒事態該当事象連絡</p> 連絡者名 _____ 連絡先 _____ <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 8 - 1</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">警戒事態該当事象連絡</p> 連絡者名 _____ 連絡先 _____ <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。</p>																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td>島根原子力発電所第 _____ 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻</td> <td>_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (2 4 時間表示)</td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句 6 5 4 - 1	警戒事態該当事象の発生箇所	島根原子力発電所第 _____ 号機	警戒事態該当事象の発生時刻	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (2 4 時間表示)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td>島根原子力発電所第 _____ 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻</td> <td>_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (2 4 時間表示)</td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句 6 5 4 - 1	警戒事態該当事象の発生箇所	島根原子力発電所第 _____ 号機	警戒事態該当事象の発生時刻	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (2 4 時間表示)					
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句 6 5 4 - 1																	
警戒事態該当事象の発生箇所	島根原子力発電所第 _____ 号機																	
警戒事態該当事象の発生時刻	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (2 4 時間表示)																	
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句 6 5 4 - 1																	
警戒事態該当事象の発生箇所	島根原子力発電所第 _____ 号機																	
警戒事態該当事象の発生時刻	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (2 4 時間表示)																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">発生した警戒事態該当事象の種類</td> <td> <input type="checkbox"/> AL 1 1 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 1 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL 2 2 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 3 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 5 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 9 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 3 0 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 3 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) <input type="checkbox"/> AL 4 2 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 1 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 2 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 5 3 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (<input type="checkbox"/> 地震の発生、<input type="checkbox"/> 大津波警報の発表、<input type="checkbox"/> 設計基準を超える外部事象、 <input type="checkbox"/> その他委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合、 <input type="checkbox"/> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等の発生) </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">想定される原因</td> <td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 (_____)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">発生した警戒事態該当事象の概要</td> <td> 原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS の作動状態 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (_____ s⁻¹ → _____ s⁻¹) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、 変化有り (最大値 : _____ μ Gy/h → _____ μ Gy/h、No. _____) その他 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table>	発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL 1 1 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 1 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL 2 2 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 3 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 5 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 9 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 3 0 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 3 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) <input type="checkbox"/> AL 4 2 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 1 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 2 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 5 3 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (<input type="checkbox"/> 地震の発生、 <input type="checkbox"/> 大津波警報の発表、 <input type="checkbox"/> 設計基準を超える外部事象、 <input type="checkbox"/> その他委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合、 <input type="checkbox"/> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等の発生)	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 (_____)	発生した警戒事態該当事象の概要	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS の作動状態 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (_____ s ⁻¹ → _____ s ⁻¹) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、 変化有り (最大値 : _____ μ Gy/h → _____ μ Gy/h、No. _____) その他	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">発生した警戒事態該当事象の種類</td> <td> <input type="checkbox"/> AL 1 1 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 1 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL 2 2 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 3 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 5 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 9 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 3 0 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 3 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) <input type="checkbox"/> AL 4 2 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 1 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 2 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 5 3 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (<input type="checkbox"/> 地震の発生、<input type="checkbox"/> 大津波警報の発表、<input type="checkbox"/> 設計基準を超える外部事象、 <input type="checkbox"/> その他委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合、 <input type="checkbox"/> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等の発生) </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">想定される原因</td> <td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 (_____)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">発生した警戒事態該当事象の概要</td> <td> 原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中、建設中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS の作動状態 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (_____ s⁻¹ → _____ s⁻¹) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値 : _____ μ Gy/h → _____ μ Gy/h、No. _____) その他 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td> <td> (当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上^{*1}の地震が発生した場合) *1 当該警戒事態の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記載する。 観測用地震計による観測地震加速度^{*2} [発生日時 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (2 4 時間表示)] 確認中、検知なし、検知あり (水平方向 : _____ gal、鉛直方向 _____ gal) *2 基礎マット上の最大加速度 </td> </tr> </table>	発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL 1 1 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 1 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL 2 2 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 3 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 5 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 9 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 3 0 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 3 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) <input type="checkbox"/> AL 4 2 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 1 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 2 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 5 3 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (<input type="checkbox"/> 地震の発生、 <input type="checkbox"/> 大津波警報の発表、 <input type="checkbox"/> 設計基準を超える外部事象、 <input type="checkbox"/> その他委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合、 <input type="checkbox"/> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等の発生)	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 (_____)	発生した警戒事態該当事象の概要	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中、 建設中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS の作動状態 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (_____ s ⁻¹ → _____ s ⁻¹) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値 : _____ μ Gy/h → _____ μ Gy/h、No. _____) その他	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上 ^{*1} の地震が発生した場合) *1 当該警戒事態の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記載する。 観測用地震計による観測地震加速度 ^{*2} [発生日時 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (2 4 時間表示)] 確認中、検知なし、検知あり (水平方向 : _____ gal、鉛直方向 _____ gal) *2 基礎マット上の最大加速度	<p>○記載の適正化 原子炉の運転状態に「建設中」を追加</p> <p>○通報様式の修正 地震加速度の追記</p> <p>○通報様式の修正 トリップ設定値の追記</p>
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL 1 1 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 1 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL 2 2 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 3 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 5 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 9 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 3 0 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 3 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) <input type="checkbox"/> AL 4 2 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 1 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 2 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 5 3 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (<input type="checkbox"/> 地震の発生、 <input type="checkbox"/> 大津波警報の発表、 <input type="checkbox"/> 設計基準を超える外部事象、 <input type="checkbox"/> その他委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合、 <input type="checkbox"/> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等の発生)																	
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 (_____)																	
発生した警戒事態該当事象の概要	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS の作動状態 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (_____ s ⁻¹ → _____ s ⁻¹) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、 変化有り (最大値 : _____ μ Gy/h → _____ μ Gy/h、No. _____) その他																	
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報																		
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL 1 1 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 1 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL 2 2 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 3 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 5 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 9 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 3 0 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 3 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) <input type="checkbox"/> AL 4 2 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 1 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 2 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 5 3 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (<input type="checkbox"/> 地震の発生、 <input type="checkbox"/> 大津波警報の発表、 <input type="checkbox"/> 設計基準を超える外部事象、 <input type="checkbox"/> その他委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合、 <input type="checkbox"/> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等の発生)																	
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 (_____)																	
発生した警戒事態該当事象の概要	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中、 建設中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS の作動状態 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (_____ s ⁻¹ → _____ s ⁻¹) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値 : _____ μ Gy/h → _____ μ Gy/h、No. _____) その他																	
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上 ^{*1} の地震が発生した場合) *1 当該警戒事態の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記載する。 観測用地震計による観測地震加速度 ^{*2} [発生日時 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (2 4 時間表示)] 確認中、検知なし、検知あり (水平方向 : _____ gal、鉛直方向 _____ gal) *2 基礎マット上の最大加速度																	
<p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。</p>	<p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 島根原子力発電所 2 号機 水平 (EL1.3m) : 140gal 以下、水平 (EL34.8m) : 350gal 以下、鉛直 (EL1.3m) : 70gal 以下</p>																	

修正前	修正後	修正理由																								
<p style="text-align: right;">別紙 8 - 2</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡</p> <p style="text-align: right;">連絡者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)</td> <td>島根原子力発電所第 _____ 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)</td> <td>_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類 (注 1)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。 (注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1	警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	島根原子力発電所第 _____ 号機	警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (24 時間表示)	警戒事態該当事象の種類 (注 1)	(対応日時、対応の概要)	発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)	その他の事項の対応 (注 3)		<p style="text-align: right;">別紙 8 - 2</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡</p> <p style="text-align: right;">連絡者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)</td> <td>島根原子力発電所第 _____ 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)</td> <td>_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類 (注 1)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2) <u>(注 3)</u></td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 4)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。 <u>観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。</u> <u>島根原子力発電所 2 号機 水平 (EL1.3m) : 140gal 以下、水平 (EL34.8m) : 350gal 以下、鉛直 (EL1.3m) : 70gal 以下</u> (注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) <u>当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず発生事象に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数* (水平方向、鉛直方向) を記載する。</u> <u>* 基礎マット上の最大加速度</u> <u>(注 4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</u></p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1	警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	島根原子力発電所第 _____ 号機	警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (24 時間表示)	警戒事態該当事象の種類 (注 1)	(対応日時、対応の概要)	発生事象と対応の概要 (注 2) <u>(注 3)</u>	(対応日時、対応の概要)	その他の事項の対応 (注 4)		<p style="text-align: center;">○記載の適正化 注番号の修正</p> <p style="text-align: center;">○通報様式の修正 トリップ設定値の追記</p> <p style="text-align: center;">○通報様式の修正 地震加速度の追記</p>
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1																									
警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	島根原子力発電所第 _____ 号機																									
警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (24 時間表示)																									
警戒事態該当事象の種類 (注 1)	(対応日時、対応の概要)																									
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)																									
その他の事項の対応 (注 3)																										
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1																									
警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	島根原子力発電所第 _____ 号機																									
警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (24 時間表示)																									
警戒事態該当事象の種類 (注 1)	(対応日時、対応の概要)																									
発生事象と対応の概要 (注 2) <u>(注 3)</u>	(対応日時、対応の概要)																									
その他の事項の対応 (注 4)																										

修正前		修正後		修正理由						
別紙 9 - 1 特定事象発生通報 (原子炉施設) (第 報) 年 月 日		別紙 9 - 1 特定事象発生通報 (原子炉施設) (第 報) 年 月 日								
内閣総理大臣、原子力規制委員会 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿 <input checked="" type="checkbox"/> 第 10 条通報 <input type="checkbox"/> 第 10 条事象発生 <input type="checkbox"/> 第 15 条事象発生 通報者名 _____ 連絡先 _____		内閣総理大臣、原子力規制委員会 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿 <input checked="" type="checkbox"/> 第 10 条通報 <input type="checkbox"/> 第 10 条事象発生 <input type="checkbox"/> 第 15 条事象発生 通報者名 _____ 連絡先 _____								
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。								
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1							
特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第 _____ 号機	特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第 _____ 号機							
特定事象の発生時刻	年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (24 時間表示)	特定事象の発生時刻	年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (24 時間表示)							
発生した特定事象の概要	<table border="1"> <tr> <th>原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</th> <th>原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</th> </tr> <tr> <td> * □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * □SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ * □SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 3 0 分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 * □SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (旧基準炉) □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * □SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 * □SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す) </td> <td> * □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * □GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 * □GE22 原子炉注水機能の喪失 * □GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 * □GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 * □GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 * □GE28 炉心損傷の検出 * □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (旧基準炉) * □GE41 格納容器圧力の異常上昇 * □GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ * □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 </td> </tr> </table>	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準	* □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * □SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ * □SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 3 0 分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 * □SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (旧基準炉) □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * □SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 * □SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)	* □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * □GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 * □GE22 原子炉注水機能の喪失 * □GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 * □GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 * □GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 * □GE28 炉心損傷の検出 * □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (旧基準炉) * □GE41 格納容器圧力の異常上昇 * □GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ * □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	<table border="1"> <tr> <th>原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</th> <th>原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</th> </tr> <tr> <td> * □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * □SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ * □SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 3 0 分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 * □SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (旧基準炉) □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * □SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 * □SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す) </td> <td> * □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * □GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 * □GE22 原子炉注水機能の喪失 * □GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 * □GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 * □GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 * □GE28 炉心損傷の検出 * □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (旧基準炉) * □GE41 格納容器圧力の異常上昇 * □GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ * □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 </td> </tr> </table>	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準	* □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * □SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ * □SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 3 0 分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 * □SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (旧基準炉) □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * □SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 * □SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)	* □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * □GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 * □GE22 原子炉注水機能の喪失 * □GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 * □GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 * □GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 * □GE28 炉心損傷の検出 * □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (旧基準炉) * □GE41 格納容器圧力の異常上昇 * □GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ * □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準								
	* □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * □SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ * □SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 3 0 分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 * □SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (旧基準炉) □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * □SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 * □SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)	* □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * □GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 * □GE22 原子炉注水機能の喪失 * □GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 * □GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 * □GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 * □GE28 炉心損傷の検出 * □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (旧基準炉) * □GE41 格納容器圧力の異常上昇 * □GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ * □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生								
	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準								
* □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * □SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ * □SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 3 0 分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 * □SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (旧基準炉) □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * □SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 * □SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)	* □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * □GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 * □GE22 原子炉注水機能の喪失 * □GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 * □GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 * □GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 * □GE28 炉心損傷の検出 * □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (旧基準炉) * □GE41 格納容器圧力の異常上昇 * □GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ * □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生									
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 (_____)	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 (_____)							
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C S の作動状態 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (_____ s ⁻¹ → _____ s ⁻¹) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、 変化有り (最大値： _____ μ Gy/h → _____ μ Gy/h、No. _____) その他 _____	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中、 建設中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C S の作動状態 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (_____ s ⁻¹ → _____ s ⁻¹) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値： _____ μ Gy/h → _____ μ Gy/h、No. _____) その他 _____	発生した特定事象の概要 * □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * □SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ * □SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 3 0 分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 * □SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (旧基準炉) □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * □SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 * □SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)	発生した特定事象の概要 * □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * □GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 * □GE22 原子炉注水機能の喪失 * □GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 * □GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 * □GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 * □GE28 炉心損傷の検出 * □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (旧基準炉) * □GE41 格納容器圧力の異常上昇 * □GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ * □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)	○記載の適正化 原子炉の運転状態に「建設中」を追加					
その他特定事象の把握に参考となる情報		その他特定事象の把握に参考となる情報	(当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上*2の地震が発生した場合) ※1 当該警戒事態の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測地震計による観測地震加速度を記載する。 観測地震計による観測地震加速度*2 [発生日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (24 時間表示)] 確認中、検知なし、検知あり (水平方向： _____ gal、鉛直方向 _____ gal) ※2 基礎マット上の最大加速度	○通報様式の修正 地震加速度の追記						
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。		備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定値は以下のとおり。 島根原子力発電所 2 号機 水平 (EL1.3m) : 140gal 以下、水平 (EL34.8m) : 350gal 以下、鉛直 (EL1.3m) : 70gal 以下		○通報様式の修正 トリップ設定値の追記						

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (30 / 30)

修正前	修正後	修正理由																
<p style="text-align: right;">別紙10-1 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要 (原子炉施設)</p> <p style="text-align: right;">(第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第25条報告</p> <p style="margin-left: 150px;">報告者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p>	<p style="text-align: right;">別紙10-1 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要 (原子炉施設)</p> <p style="text-align: right;">(第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第25条報告</p> <p style="margin-left: 150px;">報告者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p>																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所(注1)</td> <td>島根原子力発電所第_____号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻(注1)</td> <td>_____年____月____日____時____分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1	特定事象の発生箇所(注1)	島根原子力発電所第_____号機	特定事象の発生時刻(注1)	_____年____月____日____時____分 (24時間表示)	特定事象の種類(注1)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所(注1)</td> <td>島根原子力発電所第_____号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻(注1)</td> <td>_____年____月____日____時____分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1	特定事象の発生箇所(注1)	島根原子力発電所第_____号機	特定事象の発生時刻(注1)	_____年____月____日____時____分 (24時間表示)	特定事象の種類(注1)		
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1																	
特定事象の発生箇所(注1)	島根原子力発電所第_____号機																	
特定事象の発生時刻(注1)	_____年____月____日____時____分 (24時間表示)																	
特定事象の種類(注1)																		
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1																	
特定事象の発生箇所(注1)	島根原子力発電所第_____号機																	
特定事象の発生時刻(注1)	_____年____月____日____時____分 (24時間表示)																	
特定事象の種類(注1)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">特定事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※添付の有・無</td> </tr> </table>	特定事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)		※添付の有・無	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">発生事象と対応の概要(注2) <u>(注3)</u></td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※添付の有・無</td> </tr> </table>	発生事象と対応の概要(注2) <u>(注3)</u>	(対応日時、対応の概要)		※添付の有・無	○記載の適正化 注番号の修正						
特定事象の種類(注1)																		
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)																	
	※添付の有・無																	
発生事象と対応の概要(注2) <u>(注3)</u>	(対応日時、対応の概要)																	
	※添付の有・無																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table>	その他の事項の対応(注3)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">その他の事項の対応(注4)</td> <td></td> </tr> </table>	その他の事項の対応(注4)														
その他の事項の対応(注3)																		
その他の事項の対応(注4)																		
<p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p> <p>(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。</p> <p>(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。</p> <p>(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	<p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p> <p><u>観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。</u> <u>島根原子力発電所2号機 水平 (EL1.3m) : 140gal 以下、水平 (EL34.8m) : 350gal 以下、鉛直 (EL1.3m) : 70gal 以下</u></p> <p>(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。</p> <p>(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。</p> <p>(注3) <u>当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず発生事象に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数* (水平方向、鉛直方向) を記載する。</u> <u>* 基礎マット上の最大加速度</u></p> <p><u>(注4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</u></p>	○通報様式の修正 トリップ設定値の追記 ○通報様式の修正 地震加速度の追記																